



本南第 五〇九 號
昭和十九年七月二十二日

監理局長 (印)
内務省 管理局長 竹内 徳治 殿
總務課長 (印)
東洋拓殖株式會社 南方課長 松原 啓一 (印)
南洋課長 (印)
南支 (印)

19.7.23
内務省管理局長

海軍米作農場經營ニ關スル件
拜啓陳者首題ニ關シテハ七月十八日附本南第二九五號ヲ以テ御報告申上
候處今般別紙五月八日附海軍比三〇二一部隊糧機密第二八號ノ一三五「
海軍管理農場經營ニ關スル件」寫ノ通り海軍比三〇二一部隊長ヨリ改メ
テ通達ニ接シ候間左記ニ依リ農場ヲ開設事業經營ニ着手セル旨マニラ支
店長ヨリ報告有之候間御諒承被下度此段及御報告候
敬 具

記

東洋拓殖株式會社

- 一、駐在所ノ名稱 バンガル農場
- 二、駐在所ノ位置 ラウニオン州バンガル町
- 三、駐在所ノ管區 ラウニオン州バンガル、ルナ、バラワン、スベイデンノ各町及
 南イロコス州タググデイン町
- 一、駐在所開設月日 五月二十五日

東京2156

研-0457

0200

寫

海軍比三〇二一部隊機密二八號ノ一三五

昭和十九年五月八日

海軍比三〇二一部隊長

東洋拓殖株式會社マニラ支店長 殿

海軍管理農場經營ニ關スル件通知

貴社ハ海軍々用米増産ノ爲左記ニ基キ具體的經營方針ヲ定メ海軍農場ヲ
設定經營相成度

記

一、場 所 ラウニオン州バンガル附近

二、面 積 約一、〇〇〇町歩

三、作付品種 適 宜

四、所要用地ハ一應貴社ト地主間賃借契約ニ依リ借入ルルコトトスルモ要
スレハ海軍ニ於テ借地斡旋ス



東洋拓殖株式會社

五、農具、肥料、其他經營ニ要スル資材ハ貴社ニ於テ調達準備スルモノト
ス

但シ入手困難ナルモノハ海軍ニ於テ購買斡旋要スレハ官品拂下又ハ貸
付スルコトアルヘシ

終

寫送付先 海軍武官府

東米2156

19.7.21
陸海軍省管理局



喜又也

本南第二九五號

昭和十九年七月十七日

東洋拓殖株式會社

内務省
管理局長 竹内 徳治 殿



拜啓時下益々御清榮之段奉賀候
陳者先般在比島海軍當局ヨリ富社マニラ支店ニ對シ海軍軍用米増産ノ爲
別紙寫ノ通りタルラック州サンミゲル附近ニ於テ約一五〇〇町歩ノ米作
農場ヲ經營スベキ旨指命アリタル處今般海軍省軍需局長ヨリ別紙寫ノ通
正式撥當指命有之候間御諒承被下度尙々テラ支店ニ於テハ本指命ニ接シ
直ニ調査員ヲ現地ニ派遣適地ヲ選定セシメタルモ海軍指定地附近ハ農場
經營上諸般ノ事情面由カラサル爲ラ・ウニオン州バンガル附近ニ變更ノ
上事業經營ニ着手スルコトト決定セル旨報告有之候間併テ御諒承被下度
此段及御報告候

東洋拓殖株式會社

敬具

東京2156

第一〇五番植殖密第二八號ノ一〇八

昭和十九年四月六日

第三百三海軍支需部長

軍管理事務局長 殿

フ・ワゴン
ハンカ
ハロウ

海軍管理事務局政定業務ニ關スル件通知

今般海軍軍用米増産ノ目的ヲ以テ左記ノ通海軍管理事務局政定東洋拓殖株式會社ヲシテ定メ組織セシメ度關係可然テ承相成度

記

一 場所 タルラツク州サンイゲル附近

二 面積 約一五〇〇町歩

三 時期 可及的早編

四 右經營委員ハ海軍ニ於テ職務終局ノ規定

東洋拓殖株式會社

高松附先

第三南遣艦隊 第一〇五番タバオ支部
海軍武官府 東洋拓殖株式會社

(終)

東京2156



海比三〇二一機密第二八號ノ一〇九

昭和十九年四月六日

海軍比三〇二一部長

東洋拓殖株式會社
支店長 殿

ラウニオン州
バンカン
下〇〇〇

海軍管理農務經營ニ關スル件通知

貴社ハ海軍々用水増産ノ爲左記ニヨリ海軍管理農務ヲ設定シ亟急現地調査具體的經營方針ヲ定メ該計畫書ニ通テ提出相成度

記

一場所 タルラツク州サンメンゲル附近

二面積 約一五〇〇町歩

三作物品種 適宜

四所要用地ハ一應貴社地租賃借契約ニヨリ借入ル、コト、スルモ、農

東洋拓殖株式會社

スレバ直接海軍ニ於テ備上ノ上貴社ニ委託經營セシム

取器具、肥料其他經營ニ要スル資材ハ貴社ニ於テ調達準備スルモノトス

俱シ入手困難ナルモノハ海軍ニ於テ購買時施要スレバ官品拂下又ハ

貸與スルコトアルベシ

高送附先

海軍司令部
海軍武官府

